

NPO法人調和SHC倶楽部 危機管理規定

1. 目的

この規定は、NPO法人調和SHC倶楽部（以下、SHCと称す）の活動時に発生した危機管理について規定する。また、SHCが管理している施設の一般利用者に対しても、この規定を準用する。

2. 危機の定義

この危機管理規定という危機とは、次の事項とする。

- (1) 地震による災害
- (2) 火災による災害
- (3) 伝染病（COVID-19）等による疾病災害
- (4) 台風・水害による災害
- (5) 不審者の侵入等の突発的な人的災害
- (6) その他救急救命行為を必要とする突発的な事故

3. 危機の事態発生と体制づくり

- (1) 活動場所で地震が発生したとき、または発生の知らせを受けたとき。
- (2) 活動場所で火災が発生したとき、または発生の知らせを受けたとき。
- (3) 伝染病（COVID-19）等の発生または感染拡大の知らせを受けたとき。
- (4) 調布市への避難指示等が発令された場合
- (5) 活動場所に不審者の侵入があったとき、または近隣に侵入・潜伏の知らせを受けたとき。
- (6) 活動中に、救命救急行為を必要とする事故が発生したとき。

上記事態が発生した場合は会長が必要に応じて対策本部を設置する。
対策本部長は会長。副本部長は専務理事。事務局は事務局長。連絡担当役員は副会長、常任理事、理事が務める。
緊急性のある案件については対策本部で意思決定を行う。

4. 危機管理の現場指揮

各サークル・教室は、サークル・教室活動員が勤務中のSHC従業員と連携しながら現場指揮に当たる。
外部の一般利用者の場合は、その場のリーダーに、SHC従業員と連携しながら、これに当たるよう依頼する。

5. サークル・教室活動員とSHC従業員の基本行動マニュアル

- (1) 地震の場合 (別紙1)
- (2) 火災の場合 (別紙2)
- (3) 伝染病（COVID-19）等の場合 (別紙3)
- (4) 台風、水害予測の場合 (別紙4)
- (5) 不審者の侵入等の場合。 (別紙5)
- (6) その他救急救命行為を必要とする突発的な事故の場合 (別紙6)

6. 危機管理の終結

事態が収束したことをもって、危機管理の終結とする。

7. 事後報告とその承認

SHC従業員は、危機終結後1週間以内に会長宛の報告書を事務局長に提出する。会長はこれを承認し、理事会に報告する。

8. 危機管理のための日常活動

- (1) 別に定める研修および訓練計画に基づき、サークル・教室活動員、SHC従業員および理事を対象とする研修と訓練を定期的に行う。
- (2) 関連団体が主催する防災訓練、防犯、救急救命講習等への参加を推進する。
- (3) 非常放送設備の日常利用を行い、操作の習熟に努める。

9. 常時の備品

救急セット、懐中電灯、ラジオ、消火器、笛、とし、SHC事務局と調和小学校アリーナに常備し、半年に1回その点検と補充を行う。

10. 非常持出品などの取扱方法

非常持出の対象品を決定し、その取扱方法を定める。

また、重要電子データの管理方法を定める。(外部のデータ保管サービスの利用検討等)

11. 他団体との連携

危機管理に関し、他団体(調和小学校および大町スポーツ施設内諸団体)との連携を図る。

改訂の経過

平成22年12月 総務部会で作成し、「危機管理マニュアル(最終案)」として理事会に提出。

平成23年7月 総務部内に緊急時マニュアル策定委員会を設け、上記最終案の全面的見直しを行い、「危機管理規定」として作成。

令和3年1月 「NPO法人調和SHC倶楽部リスクマネジメント方針」制定により「危機管理マニュアル(最終案)」を廃止。「危機管理規定」を改定。